

土地評価しただいでこれだけ差が出る！ 相続税

特別編

相続税を払いたくない
オーナーの力になりたい

Sさんのオーナー歴は約36年と長い。現在は名古屋市や大阪市に区分所有のマンション、県内にアパートを複数棟所有している。オーナーとなったきっかけはお父様の相続だった。

「結構な額の相続税を納めまして母親の相続が発生した時にも大変なことになる、と思い、母親名義でアパートを建てたことが始まりです」とSさん。その後もご自身で熱心に勉強・研究をして、さまざまな対策をしてきた。

「当時はかなり有効な対策を立てたと自負していました。母親の相続時には付き合ひのある税理士さ

土地評価の見直しで、納めすぎた相続税の3分の1が還付に

Sさんとフジ総合グループの武山さんが出会ったのは約3年前。土地評価の重要性を熱心に説明する武山さんを信用して依頼したところ、支払った相続税額の約3分の1の税金が還付された。

んに申告手続きを依頼して、相続税を納めました。相続対策をしてきたとはいえ、ある程度の相続税額になるのは仕方ないことだな

と思っていました(Sさん) そんな時に出会ったのがフジ総合グループの武山さんだった。「S様は大変博識な方で、すでに



Sさん
三重県をはじめ、名古屋市や大阪市に区分所有マンションを所有。アパートも複数棟所有している。賃貸経営のイベントにも積極的に足を運ぶなど、研究熱心なオーナー。

多くの対策を実施されていました。私も何かS様のお役に立ちたいと思ひ、相続税還付のご提案をさせていただきますました」と武山さんは語る。

相続税の還付手続きとは、相続税の申告期限から5年以内であれば土地の評価を見直すことで納め過ぎた相続税を返還してもらうことができるというものだ。

「フジ総合グループのことは賃貸経営のイベントで見かけたことがあって知っていました。相続・不動産に強い税理士事務所という認識でした(Sさん)」

Sさんは、何度か武山さんと会ううちに実直な性格と熱心な提案に信頼感が増し、「もしかしたら」という気持ちになっていったという。

「還付になる可能性が高いと丁寧に説明してくれましたし、調査にかかる費用は一切発生しないと聞



武山 知生さん
フジ総合グループ
名古屋事務所
コンサルティング部

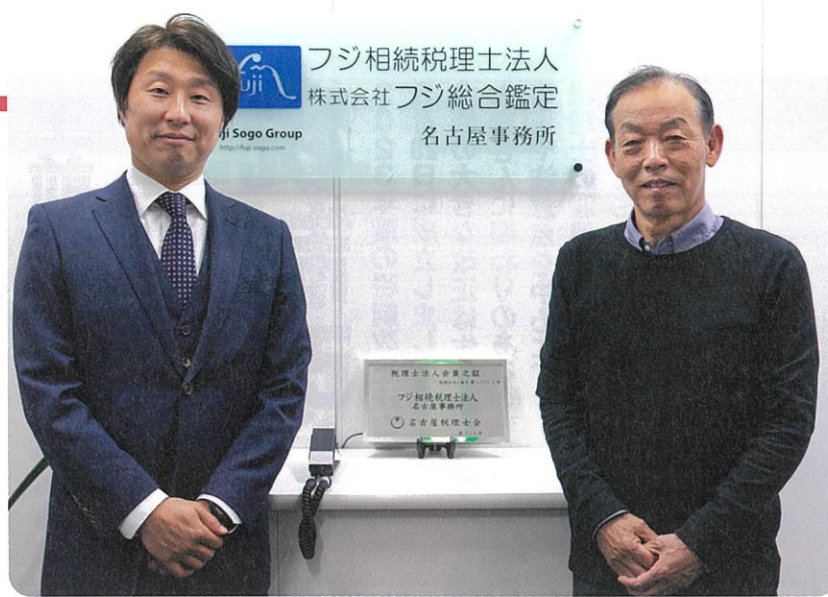
いてやるだけやってみよう、という気になったのです(Sさん)

3つの視点から相続税額の減額を提案

同グループでは1992年から30年以上、相続税の還付手続きを完全成功報酬制で行っており、これまでの還付実績は5600件に及ぶ。相続税申告の際に最も重要なのは土地の評価だが、同グループでは相続専門の税理士と土地の相続税評価に精通した不動産鑑定士が協働して対応するため、適正な納税額を算出することが可能なのだ。

Sさんの依頼を受けて同グループは相続税申告書一式を見直した。①二店舗に貸し付けていた土地を一体評価して申告しており、実際の利用区分に合わせて評価を見直した。

②家屋と構造上一体となっているガス設備や旧排水設備等の建物付属品を、資産計上からはずした。③減価償却の評価の方式を定額法から定率法に見直したことで請求は認められ、結果、支払った相続



Sさん(右)と武山さん。「武山さんはとても元気な方。人間的にもとても魅力的で好感が持てます。担当が武山さんだったからお願いしたんです。これからは機会があれば頼りにしていきたいですね」

熱意もありますし、相続に関する知識も豊富で、この人は信頼できる、と思いましたね

お気軽にお問い合わせください



詳しい資料をお送ります
納税後でもできる節税対策を漫画でご紹介。「10人に7人が納め過ぎ」という相続税の実態とは？

0120-94-6121

「オーナーズ・スタイルを見た」とお伝えください。

フジ相続税理士法人
株式会社フジ総合鑑定
【フジ総合グループ】

愛知県名古屋市中区栄1-2-7
名古屋東宝ビル5階
[受付]9:00~18:00
[定休日]土曜・日曜・祝日(面談は応相談)
[対象エリア]全国

フジ総合グループ 検索

相続税還付手続きとは

納め過ぎた相続税は、相続開始後5年10か月以内であれば還付を受けられます。相続専門税理士・不動産鑑定士が土地評価を徹底的に見直すことで相続税の減額・還付を実現します。還付可能性の診断は無料、ご自宅に伺うことも可能です。まずはお電話ください。

フジ総合グループとは

相続専門税理士と不動産鑑定士の観点から、適正な土地評価による相続税の節税を図る事務所。30年間で8,600件以上の相続税申告・減額・還付業務の実績を誇る。相続税申告、相続税還付手続きのほか、生前の相続対策コンサルティングなども行う。初回相談無料。